

経済史 2 (経済史 B) 平成 17 年度京都大学経済学部講義 (担当:坂出健)

教材 2.1 (2005 年 10 月 11 日)

[第 1 部 第一次大戦以前におけるパクス・ブリタニカの構造]

第 2 講 重商主義から自由貿易政策へ

【 1 】重商主義(mercantilism, mercantile system)体制 ~ 重商主義帝国の形成と発展

(1) 背景

17 世紀末から 19 世紀初頭にかけて 世界的規模で植民地拡大

17 世紀初期 アメリカ東部への植民・西インド諸島の獲得

17 世紀なかば以降のオランダとの三次にわたる戦争

第二次英仏百年戦争

繁栄の核心 - 大西洋を隔てた北アメリカならびに西インド諸島との航海法に基づく植民地独占貿易

産業革命以前のイギリスにとって三つの主要なライバル (フランス毛織物業、オランダ毛織物業・海運業、インド綿織物)

(2) 航海法と大西洋的経済循環の構築

第一の敵 オランダ海運業

1651 年 航海法

1660 年 航海法

- ・イギリスの植民地貿易から外国船を排除
- ・植民地から外国への列挙商品 (米、タバコ、藍など) の直接輸出を禁止
- ・植民地の輸入をイギリスから輸送される財貨に制限

イギリスは航海と海上支配力を増強し、植民地が外国の財貨を購入することを禁止してイギリス製品のための市場独占と貿易差額の改善をはかった。

大西洋的経済循環の構築

図 1) 重商主義帝国の貿易関係

イギリス 国産の各種製造品 (ランカシャーの金属製品、綿製品) アフリカ西海岸

アフリカ西海岸 黒人奴隷 西インド諸島・アメリカ南部 (砂糖・タバコプランテーション)

西インド諸島・アメリカ南部 植民地物産 (砂糖・タバコ) イギリス

イギリス (砂糖・タバコ:再輸出) ヨーロッパ大陸

イギリス・西アフリカ・西インド諸島 - 三角貿易

イギリス・北東部アメリカ・西インド諸島 - 三角貿易

18 世紀、イギリスのアメリカ植民地・西インド諸島向け輸出の急拡大

(3) 重商主義と毛織物マニファクチュア

重商主義の目的

貿易（輸出入）差額の獲得 金銀の蓄積

輸入統制と輸出奨励のために多くの規制を課す。

自国船主義 海運収入と安全保障

- ・輸入 - 国産工業製品と競争する外国表品に対する外国商品に対する高率関税もしくは輸入禁止
- ・輸出 - 国産品の輸出促進と工業原料の流出阻止

1670年 穀物法 - 農産物の輸出奨励（穀物輸出助成金制度）・輸入制限または禁止などにより、穀物価格を一定水準に維持（地主・農業資本家に有利）

1815年・25年 穀物法改正 - ナポレオン戦争後に安価な穀物、とくに小麦がイギリスに流入することを阻止

初期産業資本（マニファクチュアー）のための国内市場の確保

毛織物マニファクチュアの利益を体現

第一の敵 - インド産綿織物 インド産綿織物の輸入税加重（1685年）使用禁止（1700年）

第二の敵 - フランス毛織物 ユトレヒト条約附帯通商条項による英仏通商再開を拒否

【2】自由貿易政策

(1) 背景 - 産業革命（綿業）

19世紀前半 - 産業革命 工業製品の広範な市場を確保するため、帝国領だけでなく、新たな市場の獲得が必要。（ナポレオンによる大陸封鎖政策がこれに拍車）

- ・綿業輸出の急拡大

表1 プリテンの主要輸出品の価額(1784-1816年)

ラテンアメリカ（とくにブラジル）への輸出

×帝国外諸地域の輸出財 - 木材・コーヒー・ココア等 植民地からの特恵的輸入品と競合

スミスの重商主義批判

1776年『国富論』の重商主義批判 - 重商主義は消費者の利益に反する策謀であり、消費者は、市場経済の自由な流れに対する政治行為のあらゆる干渉の結果、高い物価に直面している。

(2) 1820年代 ハスキソン

ハスキソン（商務庁長官） - 「トーリー・フリートレーダー」

- ・工業が必要とする原料の輸入関税緩和（イギリスの平均関税率を20%に引き下げ）
- ・工業品輸出促進のための外国との互恵的関税引き下げ
- ・互恵的関税引き下げの障害となっている航海法による独占貿易の変革（ヨーロッパの商船がイギリス植民地に対して直接ヨーロッパの財貨を輸出することを認める）

(3) 反穀物法運動(1838-46年)

当該期 - 綿業 - 連合王国のGNPの10%、約半分が輸出（羊毛製品、鉄鋼製品を大きく引き離す）

表2 連合王国の主要輸出品の価額(1838-80年)

ドイツ - 最大の輸出先（イギリスに穀物を輸出し、かわりに綿糸・綿布を中心とするイギリス工業品を輸入） 1834年関税同盟結成し、同盟外部の製品に対する高率関税により工業を保護し、産業的自立

を目指す イギリス綿業者の危機感（穀物法廃止要求）

マンチェスタ派（綿工業に従事する資本家たちとそれにつらなる商工業者、金融業者） 自由貿易要求

マンチェスタ商業会議所 - 反穀物法運動の資金供給の役割

・綿業における原料の確保 - ランカシャの需要増大に応えることができるのは、綿繰機と効率的な奴隷プランテーションを有するアメリカ合衆国だけ 綿花輸入関税と

商務庁 - ヨーロッパ諸国の工業化の傾向を抑えるためにイギリスは外国（とくにドイツ）の穀物を輸入する必要がある（穀物法廃止）。 各国をイギリス工業の発展に必要な農産物または工業原料の供給地として組み込む。

・一方、赤字財政の進行

1838年 反穀物法協会（マンチェスタ）

1839年 反穀物法同盟

（４）ピール

第２次ピール内閣（1841～46年） - 赤字財政解決と自由貿易推進という二律背反的難題

1840年代 ピール(R. Peel)の関税改革・穀物法撤廃

- ・原綿と羊毛の原料輸入関税の撤廃
- ・財政改革 従来の財源 - 関税と内国消費税（表３ 歳入の推移）・機械輸出の完全解禁
- ・完成品関税の最高限度 10%への引き下げ
- ・財源確保のための所得税導入（所得税の３年の期限付き復活とそれによる関税引き下げ

マルサス・リカードの穀物法論争

マルサス - もし、穀物法がなければ、穀物価格が下落し、労働者の賃金を引き下げ、かれらの生活内容を低下させることになる。また、輸入穀物の供給が不安定になるため、価格変動が激しく、結局労働者の生活を不安におとしめることになる。さらに、労働者の賃金が下がることは、国内市場縮小につながり、製造品に対する需要が減少する。要するに、イギリス農業を衰退させ、かつ製造工業の発展を抑制することになる。 地主の利害

リカード - 低い穀物価格は、労働者の賃金を引き下げ、製造工業の利潤を増大させ、資本蓄積を促進させる。このことは、雇用を増大させる。穀物法による穀物の高価格維持は、結局地代を引き上げ、地主の利益につながるが、資本の利潤を減少させて資本の蓄積を阻害する。 資本家の利害

（５）穀物法廃止

反穀物法同盟（コブデン・ブライト） マンチェスタ綿業資本家の意向と資金

・各地の補欠選挙に干渉し、反穀物法の候補者を支援

穀物法は、国内のパン価格（生計費）を高騰させることで賃金コストを増大させ、イギリス工業の国際競争力を低下させている。

穀物法は、穀物輸入を制限することで大陸諸国の購買力を弱め、イギリス工業製品の市場を狭隘化させている。

1843年 反同盟（有力地主と農業家）

1840年第初頭～1846年 - 穀物法撤廃が最大の政治的争点に

1846年1月27日 ピール - 穀物関税の即時大幅引き下げ・3年後の事実上撤廃を盛りこんだ穀物法回生法案を下院に提出

保守党はピール派（穀物法撤廃支持）と保護貿易派に分裂

ピール派と自由党の支持のもとに穀物法改正案両院通過（穀物法廃止）

1849年 航海法廃止

（6）グラッドストーン蔵相

1853年、1860年 財政改革 - 保護的な関税と植民地特惠は一掃

1850年代 グラッドストーン(W.E. Gladstone)による関税改革

1860年 英仏通商条約締結

フランス - 輸入禁止品目除去、完成品関税最高限度の30%への引き下げ

イギリス - 工業製品輸入関税撤廃

・相互の最恵国待遇賦与 多国間の通商交渉を通じて貿易の自由化が連鎖的に波及

穀物法廃止後、1850年 - 1870年の間に、イギリス国産品の輸出額は7100万ポンドから2億ポンドに3倍近く増加。前表2参照。 国際自由貿易体制構築へ

イギリスを中心とする国際農工分業体制が確立した。

輸出 - 繊維、鉄鋼製品、機械類の工業完成品

輸入 - 食料と原料

問題1

以下の政治家は自由貿易政策の導入にどのような貢献をしたか？

小ピット(William Pitt)

ハスキソン(William Huskison)

ピール(Robert Peel)

グラッドストーン(William Gladstone)

問題2

アダム・スミス『国富論』を自由貿易運動の観点から評価せよ。

問題3

1845年において以下のグループは穀物法に対してどのような見解を抱いていたか？

・トーリー党メンバー（大地主）

・反穀物法同盟

・チャーチスト

イギリスの通商政策についての年表

重商主義期	1651 ~ 1660 年	航海条例(Navigation laws)
	1776 年	スミス『国富論』出版
	1786 年	小ピット自由貿易運動開始
	1815 年	穀物法
	1823 年	Huskisson、関税削減政策と植民地特惠('colonial preference')導入
自由貿易期	1839 年	反穀物法連盟結成
	1842・45 年	ピール「自由貿易」予算導入
	1846 年	穀物法撤廃
	1860 年	英仏通商条約 自由貿易国家へ
動揺期	1881 年	The Fair Trade League 結成
	1903 年	チェンバレン関税改革連盟結成
保護主義期	1915 年	マッケナ関税導入
	1921 年	Safeguarding of Industries Act
	1932 年	Import Duties Act (含む帝国特惠)
自由貿易期	1947 年	GATT
	1957 年	EEC 設立
	1973 年	イギリス EEC 加盟

出典) Taylor, pp.334-335.